

立川市議会

立川市議会政治倫理条例検討会議会記録

令和5年1月25日（水曜日）

開議 午後2時1分 散会 午後3時55分

出席議員（7名）

議長	長	木原 宏 君	議員	上 條 彰 一 君
副議長	長	高 口 靖 彦 君	議員	稲 橋 ゆみ子 君
議員	員	頭 山 太 郎 君	議員	大 石 ふみお 君
議員	員	山 本 みちよ 君		

議会事務局職員

事務局 長	秋 武 典 子 君	主 任	小 林 直 岐 君
事務局 次 長	諸 井 陽 子 君	主 任	武 藤 庸 平 君
庶務調査係 長	大 澤 善 昭 君		

会議に付した事件及び審査結果

1 アドバイザーの講義…P 2

「立川市議会議員政治倫理条例改正に向けて」

政治倫理条例検討会議アドバイザー

立命館大学特任教授 駒林 良則 氏

2 質疑応答…P13

〔開議 午後2時1分〕

○議長（木原 宏君） 皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまから第2回立川市議会政治倫理条例検討会議を開催をさせていただきます。

オンラインの関係上、このまま着座にて進めさせていただきますので、御了承いただければと思います。

本日の進め方についてを、まず、お諮りをしたいと思います。

本日は日程にございますとおり、政治倫理条例アドバイザーをお引受けをいただきました立命館大学教授をお務めいただいております駒林先生の講義を受けるという形になっております。駒林先生、どうぞよろしくお願いをいたします。

○駒林良則氏 よろしくをお願いします。

○議長（木原 宏君） また、研修的な内容になっておりますので、進行を議会事務局にお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。——それでは議会事務局、よろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（秋武典子君） それでは本日の講義の進め方ですが、本日はまず先生から1時間程度、政治倫理条例の趣旨や運用上の課題などについてのお話のほか、検討会議に寄せられた議員の皆さんからの御意見等に対し、現段階で可能な範囲でお答えをいただく予定となっております。

その後、質疑応答の時間を設けまして、先生の御都合もございますので、全体で2時間までとさせていただきます。

次に、講師の御紹介をさせていただきます。

講師の駒林良則先生は、立命館大学法学部特任教授で、地方自治法や行政法の専門でいらっしゃいます。また、議会事務局研究会の代表や大津市議会のアドバイザーとしても御活躍されていらっしゃいます。

そのほかプロフィールの資料にあるとおり、議会

関係の著書や活動など、様々な実績をお持ちです。

それでは先生、よろしくお願いいたします。

アドバイザーの講義

「立川市議会議員政治倫理条例改正に向けて」

○駒林良則氏 改めまして、立命館大学の駒林でございます。よろしくお願いいたします。

クリアに聞こえているでしょうか。——ありがとうございます。

こうした機会を設けさせていただきましたこと、本当にありがとうございます。いろいろなところでいろいろお話しさせていただく機会がありますけれども、今回はちょっと突っ込んだ内容ですので、パワーポイントなどを使用せずいきなり内容に入らせていただきますので、よろしくお願いします。

先ほど事務局長からお話がありましたように、1時間ちょっとこちらからお話し申し上げて、その後、御質問をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、そちらのほうに私のレジュメが配付されていると思いますので、それに基づきまして、それに沿いましてお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、はじめにというところですが、時間の関係であまり細かい話はレジュメを見てもらうことで、ポイントだけになってくると思うんですが、はじめにというところも、結局のところ、不祥事対応というのがこのところ議会に求められているということでございます。この点、今の地制調の年末に出た答申を御覧になっても、やっぱり議会に対してちょっと不信感をお持ちの委員の方が多そう、そのようなことを踏まえながら答申が出ているということが、はじめにというところの二つ目のところ、特にアンダーラインのところは、このような趣旨で今の国会に改正案が出されると。つまり議員の位置づけが多分明記されるだろうということにな

りますと、議会としてもその対応をちゃんとしていかなければならないだろうということでございます。

既に立川市議会におかれましては、政治倫理条例を制定されておられますので、そのブラッシュアップということで、今回、お話しさせていただけるということでございますが、まだ政治倫理条例を制定していない比較的大きな規模の自治体でも、そういう議会が多いかと思います。

そこに書きましたのは、ちょっと言い方はあれかもしれませんが、やっぱり条例制定について及び腰なところもございまして、これはやはりこの請求対象が漠然としていることや、やっぱり政倫審に上がるということ自体に議員からすると非常にダメージを受けるということがあって、むしろ制定そのものに対して消極的だという話を、私、漏れ聞いておりますので、そういうことが本当はないようお願いしたいなと、不祥事がないようお願いしたいなと思っているんですが、こういう状況ですので、それに対応するような条例を制定していかなきゃならないんじゃないかというふうに考えているところです。

以下では、私が携わっています大津市の状況とか、それから以前から関わらせていただいています三重県の状況なども参考にしてお話しさせていただくことにさせていただきたいと思っております。したがって、その二つの議会のことがちょこちょこ出てくるということでございます。

ローマ数字のⅠ番が、議員政治倫理条例一般論ということで、既に御案内のとおりでございますけれども、確認の意味で書かせていただきました。普通、議員政治倫理条例というのは、これまでのところでございますが、太字のところになっていきますけれども、議員が遵守すべきルール、これを政治倫理基準というふうに一応言っておりますけれども、これに反する疑いがあるときとか、それから資産報告に疑いがある、こういった場合に議員や住民の請求を受けて、政倫審がそれを審査してその結果を報告す

ると、こういった形が一応コアになっているというふうに見られるところでございます。少なくとも当初は、こういうところであったということです。

したがって、2ページのほうに行きますと、そのポイントを5点ほどに絞って書かせていただいておりますが、こういった内容がこれまでは一般的だったということでございます。

2ページの(2)のところ、政治倫理条例制定の必要性のところでございますが、当初から政治倫理条例を早めにつくられているところもございまして、これは結局のところ、政治と金の問題に関わることを議会としてちゃんと規律していこうということが動機であったかなというふうに思っております。それが白丸の一つ目のところでございます。

白丸の二つ目になってきますと、その後、いわゆるコンプライアンスの問題が全庁的に出てきましたものですから、職員のコンプライアンスの条例が制定されることとセットにして、議員のほうも同様のものをつくっていこうというのが、恐らく立川市よりも後の状況なのかな、後でお話しします大津市も実はこのコンプライアンス条例をつくる時に、同時に議員も、それから特別職も政治倫理条例をつくったということで、両方の条例が影響し合っているということになっております。そういうところも増えてきたのかなというふうに思っております。

白丸の三つ目でございますが、ちょっと報道がいろいろなところでいろいろなことが出てきて、とんでもない議員の方もおられるんですけども、不祥事の増加、本当に増加しているかどうか、ちょっとよく分からないんですよ。そういう統計があるかどうか、ちょっとよく分かりません。悪質化、多様化がやっぱり指摘されておまして、そのような報道もよくあるところなので、やっぱりこの議会が対応しなきゃならない状況というのは、当初の政治と金の問題というところから大分異なっているんじゃないかというふうに思っております。

したがって、矢印のところの下のほうですけれど

も、議員の職責にふさわしくない行為があったときに、議会としては何らかの対応をしなければならない状況になっているということかと思えます。

白丸の四つ目でございますが、懲罰との関係も考えておかなければならないわけなんです、懲罰は御存じのとおり、基本、議会内の議員の個人の行為ということを対象にしているわけでありますから、議会外の活動については、一応対象にはならないはずだと、こういうことが解説書には書かれております。

そうしますと、じゃあ議会外の活動で何か不祥事が生じたときには、それは議員個人のいわゆる政治責任で果たしてもらうというのが、これまでの建前ではなかったかというふうに思っております。後で出てきますけれども、それは言い換えますと議会の自浄作用を期待している、このように考えたらいいかかと思えます。

とは言いましても、しかしというところですけども、このような建前が今の状況に合っているのか、議会が置かれている状況に合っていないのではないかということも考えておかなければならないと思えます。

したがって、例えば会派に不正があった場合、議員個人ではなく会派に不正があったとか、それからもう辞めた議員の方が在職中に何か問題を起こした場合、そういった場合、懲罰とは関係ないので、じゃあ議会として知らぬ顔ができるのかということが難しいところかなというふうに思えます。

2ページの脚注の4のところを見てもらいますと、大阪府吹田市の場合は、ある会派が政務活動費の不正を行ったということが問題になっています。当該議員は、もう辞めちゃっているんで懲罰にはならないんですけども、また、吹田市の場合は大きい自治体なんですけれども、政治倫理条例を未制定なので、結局、百条委員会を開催しているというような、対応としては、恐らくは政治倫理条例のほうがかかったのかなと思いますけれども、ないのでそのよう

なことになっていると。

それから百条委員会の関係とか懲罰の関係とか、ここら辺もいろいろと考えていって対応していかなければならないのかなというふうにも思われるところ、これはもちろん一般論ということでございます。

(3) 政治倫理条例の展開というところでございますが、白丸の一つ目は、先ほどお話ししましたように、住民のほうで議員の方の行為、活動に対して疑念とか不信を抱くような行為を防止するようなものなので、これが分かった場合には議員自らが責任を果たすということ、つまり先ほどの話ではないけど自浄作用を期待して、それによって住民の信頼を確保するんだというのが、少なくとも政治倫理条例の当初の目的であったのかなというふうに思います。

そのようなことでいきますと政治倫理基準ですけれども、政治倫理基準の挙げられた事柄に違反して何らかの制裁を科すとなると、それは後でお話ししますように基準の明確性が求められて、それから法効果のあるような制裁にはなかなか難しい、踏み切れないので、政治倫理条例は、そもそもは審査会での審査結果を公表して、当該議員の方に何らかの説明を果たしていただいて個人的に責任を取っていただくというようなものであって、本来的に制裁を科すというようなものではなかった。ここでは情報公開の系列にあるものではないかと。あくまで審査結果の公表に重きを置いたものではなかったかなというふうに思っております。

枠のところですけども、要するに制裁的なものは副次的な話であって、政治倫理条例の当初の趣旨は、住民の監視による議員の不正を防止することにあつたというふうにまとめられるかと思えます。

しかしながら、黒の四角のところからですけれども、先ほどの懲罰の対象外の行為に対してどのように対応していくのか、政治倫理基準違反であつたといった場合には、議会としては何らかの制裁的な対応を取らなければならないのではないか、今、そう

いう状況にあるように思われますが、そのように政治倫理条例を運用していくということになりますと、自浄作用的なものという性格から糾問的な、そういった制度として運用していかざるを得ないということになるわけなんです。

ただ、そうなってくると、基準違反行為があった場合にどのような措置がそもそも妥当なのか、それから当該措置を科するだけの事実関係の調査がいかに難しいものであっては困ることになるわけですね。なので、この辺も慎重にしていかなければならない。百条調査権に近いような形が、つまり糾問的なそういった制度運用を取ってしまうと、この辺のところは立川市でも非常に御議論されているところかなというふうに思うわけですが、そこに制度的な当初の条例のギャップみたいなものがあって、この辺のところは難しいところかなというふうに思っております。

(4) 小括ですけれども、これは今お話ししたことをまとめているということになります。

白丸の二つ目ですけれども、当初、考えられていた議会の自浄作用に頼るという、こういう位置づけでいいのか、それとも懲罰を補完するような糾問的なものとして運用していくのか、これによってその審査会の在り方、その審議、さらには基準違反行為があったときの議会の対応といったところで差異が見られるのかなというふうに思っております。

今後、一般的にこのような不祥事に対応していかなければならないということ、議員個人の責任に全部委ねてしまうということはなかなか難しいということになりますと、糾問的な仕組みに変容していかざるを得ないのではないかな。立川市もそのようなことを意識されて改正に臨まれているのかな、これは全く想定の外になりますけれども、そのような感じを抱いております。

2番ですけれども、その政治倫理基準とその違反に対する対応等ということで、(1)は、政治倫理基準の主な内容ということでございます。どの条例

でも、大体白丸の一つ目、二つ目、三つ目、六つぐらいありますけれども、大体このような内容を書いているというふうに思われます。

それでやっぱり一番難しいのは白丸の一つ目でして、議員としての品位や名誉を損なう行為や不正疑惑行為の禁止というところでございまして、非常に抽象的な文言なんです。なので、どのように考えていけばいいのかということが難しい、後で出てきますけれども、それなりのやっぱり指針を考えていかなければならないのではないかなというふうなことも一つございます。

それから考えておかなければならないことは、議員間で不公平感が生じるかもしれない。これは非常に微妙なものですから、取り上げられたり取り上げられなかったりして、自分は政倫審にかけられたけど、同じようなことをしているのに他の議員はかけられないのかとか、そんな不公平感が生まれるおそれもある、このような基準、これが果たしてどうなのかということがやっぱり問題になってくるんだろうなというふうに思われます。

次に、4ページの(2)のほうに移りたいと思います。

もう一つは、取りあえず違反行為があるというふうにした場合の対応を考えていきたいと思うんですけれども、まずはaのところ、政倫審の設置ということで、これも常設型のところもあれば、それからアドホック、いわゆるその都度設置する、どちらかというとその都度のほうが多いのかなというふうに思われます。

それともう一つは、執行機関の特別職を対象にする別途の政治倫理条例を制定しているところもございますので、そうしたところでは、審査会を一本化しているということのほうが多いかと思います。その場合、審査会の位置づけですけれども、首長の附属機関にしているところが一般的ではないのかなというふうに思われます。この場合は、審査会の運営について議会があれこれこういうことができないと

ということになりますので、ここが難しいところなんです。政倫審を議員と執行機関で分けてもいいのかもしれませんが、効率的な運営ということになりますと一本化でもいいと思うんですけども、ただ、4ページの脚注の6のところを見ていただきますと、草津市が一本化しているんですけども、この場合は、議会は審査会の調査結果を受けて、つまり審査会からは具体的な措置を求めることができない仕組みが普通かと思います。審査会は、この場合、草津市長の附属機関ですので、その調査結果を受けた形で草津市議会が独自の措置を決めるという形になっているというわけなんです。ちょっとまどろっこしいかもしれませんが、逆に言いますと、審査会の運営について、とやかく言えないということは言っても仕方がないのかもしれないので、ある意味、気が楽かもしれませんということになります。

もう一つは、審査会メンバーの構成の問題で、これもいろいろあるわけです。大津市とか三重県議会は、議員だけということでございます。ちなみに三重県議会、年末に条例を見直しているんですけども、議員の審議過程では一般の人を入れたらどうか。まずもって住民からの署名を集めて云々と、そういう付託も住民から認めたらどうかということもあったんですけども、そこは結局、成案に至らなかったということでございますので、多くの場合、議員だけというところが多いかと思います。

それから逆に第三者だけということも多いかと思います。なので、立川市のような両方入っているというのは、極めて、いいのか悪いのかちょっと後であれしますけれども、一本化しているところは第三者だけかというふうに思われますけれども、そのような政倫審の構成メンバーをどうするかというふうな問題もあります。

それからbは、議会の措置でございますけれども、これも以前の条例のままに、そのまま条例があるところもございます。つまり多分政倫審に今までかけたことがないということかもしれませんけれども、

審査結果の公表しか定めていないという、そういう議会、いわゆる当初の議会の目的に沿った形もあれば、審査会の報告を受けて議会として何らかの措置を取るということは明記しているということは、こちらのほうが一般的かなというふうに思っております。

違反行為に対して、どのような措置を取ればいいのかという、その選択の問題ですけれども、これも非常に難しく、その違反の内容とか程度が様々なだけに、類型化することが果たしてできるのかどうか、そこが難しいわけですね。その一つの対応としては、勧告といったような法的効果を伴わない形でやっていると。あくまで最終的には議員の判断で責任を取ってもらうと、このような形にしている、これが非常に無難ということになりますが、後で見ますけれども、大津市なんかは法的効果を伴う出席停止を挙げている。ほかにもあったかと思うんですけども、この場合は法効果を伴いますので、当該議員の方からの訴訟リスクが出てくるということをやちゃんと覚悟していなければならないでしょうということを書いておきました。

大きな3番目ですけれども、政治倫理条例運用上の課題ということで、ここからですけれども、まず、先ほどの話からも言えることなんですけれども、不祥事を議員政治倫理条例だけで対処すると。対処する方法がないので、もうこれしかないというようなことをおっしゃる方もいるんですけども、そもそもそこにはやっぱり無理があるのかなと。これはどうしたらいいのかということは、私も全然そういうところまでは至っておりませんが、印象としてはそのような印象を受けております。なので、その点が運用上、いろいろなところに難しさが生じることになっているのかなというふうに考えております。

次、黒丸の一つ目でございますけれども、先ほどお話ししましたように、政治倫理基準の中に非常に抽象的な文言がございますので、該当するかどうか

微妙なケースもちろんあると思うんですけども、これだと議員として活動上、非常にリスクがあるから、やっぱりどのような行為が基準に抵触するのか、これは本当に議員の方々いろいろでして、全くそういう政治倫理のことについて、こういう基準があることを自分のところがつくっていることすらよく理解していただいていないという議員の方々がいるんだということも伺っております。幾ら抽象的なことを言っても難しいので、ある程度具体化して、こういうこと、こういうこと、こういうことという指針を策定していかなければ、なかなかカバーできないのかな。確かに、じゃあそれ以外のことはやってもいいのねと言われるとちょっとしんどいんですけども、そういうことは別にしても、その後にやっぱり逐条解説ということ、これもそちらのほうの議会の検討会議で議論されておられましたけれども、やはりそれは逐条解説という中に、例えばこの指針的なものの一つといいましょうか、幾つかを挙げてみるというようなことで、そのような必要性はあるのかなというふうに思っております。

それから黒丸の二つ目でございますけれども、審査会での対象議員の扱いということでございます。

糾問的な制度の運用と、制裁を科していくことを前提にしているような、そういう制度運用になってきますと、当然、その当該議員が弁明をする、そういう機会を与えなければならないだろうというふうに思われます。

大津市議会の議員政治倫理条例では、審査対象議員は、審査会において弁明することができるというふうに書かれておりますし、立川市の場合は、施行規則のほうでそのようなことが書かれていますが、これは手続的ないわゆるその施行規則の範疇を超えておると思いますので、やっぱり条例事項に挙げておかなければならないのではないかとこのように思っております。

それから5ページのほうに行きますと、じゃあ違反行為がなかったということが審査会から判明した

場合には、その議員の名誉を回復するために何らかの措置をしてあげなければならないのではないかとこのようにございます。

大津市の条例でもそのようなことを書いておまして、審査会は議員の名誉を回復するために必要がある場合はその旨を議長に報告するなどの措置を講ずるという、こういう規定を置いてございます。

それからその次の黒丸の三つ目でございますけれども、審査結果の公表についてでございますが、公表は事実上の制裁的な意味を持つ場合が多いと思いますので、議長は公表する際に、当該議員の意見書、陳述書の提出をもし出したいということであれば出さなければならないし、審査結果とともにその陳述書も併せて公表をすると。最終的に、住民に対して審査結果とそれから当該議員の言い分というものを併せて住民に示すという対応が必要だろうということになります。

黒丸の四つ目でございますが、繰り返しになりますけれども、審査会のほうで認定された場合に、議会としてどのような対応を取るべきなのかということでございます。

大津市の場合ですと、審査会は議員辞職の勧告とか役職辞任の勧告とか、文書による警告とか、議会への出席の停止のいずれかの措置を講ずるよう求めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とすると。11条で、議会は審査会の措置を尊重するという形になっております。

ここで言っている議会への出席停止ということなんですけれども、ここでは出席停止の自粛ということではなくて、出席停止ということになっております。この点は、大津市議会にもちょっと聞いてみたんです。実は定期的に議員提出条例の見直しをやっていますので、今回は政治倫理条例の見直しだということで、この辺のところの議論があったのかということでしたけれども、そこは議論がなかったということでした。ここで言っている議会の出席停止というのは、懲罰の出席停止と同じ意味なの

か。同じ意味だというふうに事務局のほうは捉えているようで、そうしますとこれは法効果を伴いますので、訴訟リスクを考えておく必要があるだろうと。つまり取消し訴訟の対象になってくるだろうということであります。この点のところは、ちょっと突っ込んで聞いていないんですけれども、大津市議会には、じゃあちゃんと説明できればいいんじゃないかという、そういうことなのかなという感じで捉えていますので、受けて立つと、そんなにびびっているわけではないと、事実上の行為にするという気はなさそうでございます。

参考までに三重県の場合、改正が行われましたけれども、全協での陳謝の勧告とか出席もしくは参加の自粛、こちらは出席停止じゃなくて参加自粛の勧告ということになっております。それから役職辞任の勧告、それから辞職勧告と、こういうことになっております。この場合は3分の2以上の賛成が必要だよということになって、3分の2以上の賛成が必要でないのは、全協における陳謝ということになっております。

なお、三重県議会は議論をして、前からかな、この幾つかの勧告を一つだけに限定しているんじゃないかと、1または2以上の勧告もできるということにしております。それぞれの議会がそれぞれいろいろな考え方を取っておられますけれども、基本的には勧告という形で、事実上の行為に収めているということかと思えます。

その下ですけれども、私も政治倫理条例の本来の趣旨からすれば、最終的判断を当該議員に委ねる措置が相当であるというふうにはもちろん考えております。ただ、そのことは強制的な措置が取れないということまで言っているわけではなくて、それは別にとってもいいんだらうというふうに個人的には考えております。ただ、そういうリスクを伴うので、どうなのかなというのは確かにありますので。

最後ですけれども、要するに妥当な措置というのは、何がいいのかというのはなかなかこれは難しい

ので、やっぱり普通は相当な措置というのが、程度が低ければ弱い勧告でいいんじゃないかということでございますけれども、果たしてそれが貫けるのか。住民感情を無視できないということがありますので、このところはいろいろ苦慮するところかなというふうに思っております。

最後に黒丸の五つ目ですが、政倫審の調査はどこまで尽くすべきなのか。言葉を換えてみますと、もし議員から何らかの訴訟を提起されるというふうなことがあった場合、それほどもちろん多くはないと思いますけれども、そこを考えた上で調査をやっていかなければならないこともあるということでございます。この点は読んでいってもらえれば理解していただけるかと思うんですけれども、名誉毀損をされたという形で国賠の提起が考えられる。つまり勧告ですから、事実上の行為なので取消しを求めることはできませんので、このような国家賠償訴訟の形で提起されることはあるだろうと。要するに不法行為ということでございます。名誉毀損ということでございますけれども、これもアンダーラインのところを見ていただきますと、ちゃんとやっていればいいということでございまして、決議で示された事実が真実であること、それから6ページに行きますと、真実と信じるについて相当な理由があることをこちら側、議会が主張できれば名誉毀損は成立しないとされておりますから、しっかりと政倫審が調査をした結果、真実である、あるいは真実に足る相当な理由があるということを示すことができればよいということでございます。

当該議員が仮に調査が不十分だとか、請求内容が事実と反するというような主張は当然してくると思いますけれども、それが反論できるための調査、もちろん当該議員に対する言い分を聞いて、弁明の機会を与えて、そこでも真実がちゃんと分からないことも多いかと思えます。しゃべってくれないこともあるだろうと思いますが、そこはそこで必ずしも政倫審に不利になるわけではありませぬので、できる

だけのことをしたということであれば、裁判所はそれをちゃんと評価するというふうに思われます。

これが一応、一般論ということでございますので、ちょっと早足でお話しし過ぎたかなというふうに思いますが、大きなⅡ番、検討会議の議論に応じてというところに移っていきたいと思います。

議事録等も拝見させていただいて、現段階で私からお答えできる範囲のものに限られているということであらかじめお断りしたいというふうに思っております。申し訳ございません。

総論、ここは御議論がなかった点かもしれませんが、第三者的な視点で考えているということで了解していただきたいというふうに思いますが、総論として、議員政治倫理条例も、やっぱり立川市の市議会の議会基本条例を制定されている以上、その下にあるものだというふうに理解をさせていただいております。

したがって、議会基本条例の理念とか趣旨というものに沿ってこの条例を考えていく、ないしは改正もやっていくということは当然あるだろうというふうに思っております。

そこで私が見る限りですけれども、立川市の議会基本条例を見させていただきますと、立川市民が議会への参加ということ、ないしは市民に開かれた議会というものを立川市議会として目標として置かれているということでございます。言葉を換えると、公開ということに重きを置いた理念を持っておられるように思いました。ここはちょっと文面だけでございますので、あるいは捉え方の問題ですので、御異論があると思いますけれども、私はそのように見させていただきました。

そこからすると議員政治倫理条例というのは、確かに住民の調査請求権というものを認めておられる。それから調査請求そのものについては、議員が関与せずに市民の署名だけでも可能だというようなことになってございます。

さらに、政倫審のメンバーでございますけれども、

ここに市民も入れておられると。これはやっぱり非常に開かれたものを目指されているのかなというふうにお見受けいたしました。

したがって、そのような場合に、例えば御議論の中に、改選直前に調査請求を受け付けられないことにすればいいのではないかと、確かにそのとおりで、いろいろな面で、特に当該議員にとっては非常に大きなデメリットになりますし、調査も難しいし、多分次の期に渡ってしまうということになるかもしれませんので、これは非常に分かるんですが、それはそれで不公平じゃないのかというふうにも思いますし、何らかの対応をすることができんじゃないかなというふうに思います。これは後のところと関連するのかなと思ひまして、ここではちょっと理念としてどうなのかなというふうに感じたという、そういう感想を書かせていただいております。それが総論的な話でございます。ほかにも出てくるかと思うんですけども、今のところ、総論的なことは、とにかく議会基本条例との整合性ということも視野に置いていただきたいというふうに考えております。

次に、個別の話ということで①から最後⑧までですか、アトランダムでございまして全部お答えがもちろんできていませんし、内容が十分分からないままお答えしているかもしれませんので、変なことになっているところは、ちょっと申し訳ありませんけれども御了解ください。

まず、請求面のところでございますが、①なんですけれども、御議論の中に、私の取りようかもしれませんが、政治倫理基準から純粋にプライベートな事柄、今回、あったので、それは排除すべきではないかと、除外したほうがいいのではないかと御議論があったようにお見受けします。これは、やはり条例の3条1号の品格と名誉を損なうような一切の行為という、ここの話だと思います。不正疑惑行為、こういった部分については、職務に関しての不正疑惑を持たれるおそれのある行為なので、職務に関するというようなところから、ある程度は入るか

入らないかの判断はできるのかなというふうに思うんですけども、やはり前者の品格とか名誉を損なうような一切の行為、要するに倫理的な行為というのは、この文言上はどうしてもやっぱり倫理的な、その意味ではプライベートな行為も含まれると言わざるを得ないというふうに思われます。

先ほどお話ししたように、政治倫理条例を本来というか当初の自浄作用的なものでも、これはこれでいいのであって、ある意味政治倫理基準は、この議員に対してこういうことをちゃんとやってくれと、こっちのほうメインなのだから、これはこれでこの表現でいいのかもしれませんが、糾問的な制度運用、つまり当該議員は、もし違反行為があれば制裁を受ける可能性を持つような制度運用をするのであれば、やっぱりこうした漠然的な規定がよいのかどうかは御議論のあるとおり、問題かと思います。

そこでどういう対応を取ればいいのかということですが、ちょっと先に参考のところ、6ページの下のところにあります、大津市議会の政治倫理条例というところであります。今さらながらですけれども、大津市の政治倫理条例3条の政治倫理基準には、品格と名誉を損なう行為といった倫理違反行為の文言は明記されておられません。最初からそのようにするというのも、今さらなんですけれどもよかったかもしれませんが、卒のところ、その上を見てもらいますと、そのような改正をするということは、法的にはもちろん不可能ではないだろうと思われるんですが、基準の漠然性の問題を丁寧に説明することで、そこを乗り越えられるかどうかというのはちょっとよく分からず、市民のほうからは後退しているんじゃないかという受け止めがあるかもしれません。

そうなりますと、その上のほうの本文に戻っていただきますと、立川市の職員倫理条例とか規則は、執行機関特別職の対象となっているようでございますので、ここを見ますと職員倫理一般ではなくて、つまり職員としての倫理に反することというふうな

ことになっておらず、詳細に倫理規則を定めておられるようでございます。

ならば、これと平仄を合わせるというようなことを検討されてはいかがかと思いました。いわゆる品格と名誉を損なう行為の具体化ということを規則等で書くというようなことはどうなのかというわけなんです。それでももちろん漠然とした部分は残るかもしれませんが、そのような運用をこれからずっとしていくというような形が一つは考えられるのかなというふうに思いました。これは提案といいましょうか、私の一つの考えということでございます。

それから次の7ページのほうに行きたいと思うんですけども、②でございますが、付託手続についてということでございます。

立川市の政治倫理条例では、審査会のほうが請求要件を満たしているか、政治倫理基準に該当するかをまず判断することになっております。これについて、矢印のところは下向きではなくて、その数行後に上向きの矢印になってございますが、ここは次のような提案をするためにこのように書いておいたんですけれども、⑥のところ、やっぱり議員が入っているということはメリット、デメリット両方ありまして、入らないほうがいいのではないかというふうに思っております。入らないとした場合には、その代替的な仕組みとして、議運に何らかの形で付託に行く手前で議員の意見を聞くと、そのような形にしたほうがいいのではないかと。ここでは負担軽減のためにというふうには言っているんですけども、実際のところは審査会メンバーを第三者だけでつくっちゃうと、議会の意思というよりも考えのものが事前にどういったものなのかということとはちょっと分かりづらいので、そういったことも含めて付託する前に議運をかませたらどうか、あるいはちょっと難しいければ、議長がまず議運に報告して、その意見を参考にして審査会への付託を判断すればどうか、ちょっとこれは条例上、難しいかと思うんですけども、そのようなことも考えてみてもどうなのかな

というふうに思いました。

これは⑦のところで、審査会の会長、副会長が今非常に御負担が多いということであったということでございますが、何らかの負担軽減、金銭的なものということも重要かもしれませんが、むしろスムーズに審査会が進行できるという、こういうことのほうが重要なというふうにも思ったので、次の点ですけれども、請求があつてから議長が付託する期限について定めがない、一定の期間を設けることは、その間に付託案件の問題点を事務局が整理する（審査会の負担軽減のため）ことなどのために必要ではないのかなというふうにも思いました。

ここは、そちらのほうからはあまり議論がなかったのかもしれませんが、時間の関係でちょうど1時間経ちましたので、もうちょっとだけ、お付き合いいただきたいと思います。

③ですけれども、政治倫理基準に抵触するかどうか疑わしい事案についてということで、専門家の意見を聞くということでございますし、これはほかにも、どこだったかちょっと忘れましたが、議長が請求を審査会に付託するまでの段階で有識者を呼んで意見を聴取するという議会もあるようですので、やはり政治倫理基準の曖昧なところをどの議会も悩んでおられるようですから、その辺のところは事前に何らかの対応をしてもいいのかなという感じはしております。

④これも御議論があつたところかと思うんですが、議員の一定数で請求要件を決めるのではなくて、2会派以上の賛成を必要とするようにしたらどうかということでございます。これは一般化しつつあるようでございまして、恣意的な請求をされることに對して、一定の歯止めがやっぱり必要であろうという、そっちの観点で1会派だけではなくて2会派以上というふうになっている。これが一般的になってくるのかなというふうに思っております。

次、審査会関係、⑤のところでございますが、これも御議論のあつたところで、政倫審の法的位置づ

けということでございます。どうも総務省なんかに議長が行かれたときは、議会に附属機関なんてつくことはできないんだというふうなことを言われちゃったというふうに書かれておりましたけれども、そんなことはないというふうに私は思っております、そこにありますように、正確に言いますと、地方自治法は議会が附属機関を設けることに對して何も語っていない、沈黙しているのであって、もっと言えば、オンライン議会と一緒に想定していなかったというだけのことであって、自治法で明文が禁止されていない以上、可能であると解さざるを得ないというふうに思っております。私だけが思っているわけではなくて、当然そのようなことで、執行機関に附属機関を設けることができますよというのは、自治法の138条の話ですけれども、議会としては、いろいろな委員会が設けられているんだからそれでいいんじゃないのと、そんなばかな話はありませんで、特別委員会にしろ常任委員会にしろ、それは本会議だけでやることではないから審議をやっている話であつて、それとは全く性格の違う話のものを、審査会をつくっていくということですから、これは附属機関でいいわけですし、したがって、いろいろ御議論があつたかと思ひますけれども、ここは別に堂々とつくっていただきたいと。そのためには、まずは議会の附属機関として、政倫審を位置づけることを議会基本条例に明記することか、あるいは附属機関を設けますよという、設けてもいいという規定を議会基本条例に置くことが必要だろうというふうに思ひます。

とはいえということなんです。そこが一応問題として、とはいえ、執行機関はまだ議会に附属機関を設けられないというかたくなな解釈を取っているかと思ひます。そうなりますと、政倫審の委員への報酬の支払いというものについて、場合によっては住民訴訟のリスクを懸念していますよというふうに脅してくる可能性があります。委員報酬という形でなくて、ほかのところはそこを何とかするために、

例えば三重県なんかがそうですけれども報償費で対応しているんだというふうに言っておりますので、こういう形でやるということで、附属機関を設けるよとはいっても、支払いについては報償費でもいいよという、そういう二面的な作戦でもいいのかなというふうに思っております。

⑥審査会の構成でございますけれども、議員がメンバーに入るとするのは、やっぱりメリットが非常に高いのかなと思っております。しかし、デメリットももちろんあるだろうということで、審査会の中立性に重きを置くと、メンバーに入らないほうがいいようにも思われます。これは小さな議会であればあるほど議員の数が少ないので、当該議員を外して議員でやっていくとなると、これは議員の数がたくさんあれば中立的に議論できるのかも分かりませんが、そういったことを考えても、メンバーに入らないほうがいいのかというふうに考えています。

その場合、先ほどの話があって、では議会のいろいろな諸情報、当該議員以外の考え方を反映できないのかということもありますので、そういうときは先ほどに戻って、議運というところで一つかんでみるということもいいのかということでございます。だからこれもセットになりまして、さっきの話と。ここが変えられないのであれば、付託手続の②のところもこのままで仕方がないのかなというふうにも思いますが、事実上、議長から議運に報告して、その意見を参考にするというのは、あってもいいのかという感じはいたします。

すみません、もうちょっとだけ、7番でございますけれども、これは審査会の委員の方の謝礼の追加支給ということで、これは1回1回出席のたびに幾らという感じで支払われているのかなというふうに思われますけれども、先ほどの話のように、負担を軽減するということが本当は話としては先にあって、それでも市民の方に取りまとめ的なことも含めてやってもらうということになると、その分の支給を何

らかの形で考えていかなければならないということとはよく理解はできるんですが、なかなかその名目をどうするのかということは、ちょっと今、思いつかないところはございます。正副の審査会の委員長だけで集まるような会議を設けて、それも回数の1回という形で支給するという方法もあるのかもしれませんが、委員の方々の間にもしんどい人としんどくない人がいるということに対して不公平じゃないかということが御議論の中心であったかなとも思ったんですけれども、これはある程度、私もいろいろな会長をやっていますけれども、会長だけがしんどい目に遭うということは覚悟はしておりますので、そこも程度によりけりかなという感じはいたしました。なので追加支給したらあかんと言っているわけではないので、名目をちゃんとしておかないと、住民訴訟等も変なことになったら困りますので、その辺のところの手当ということでございます。

最後、8番目でございますけれども、審査会への請求対象行為の制限ですが、これもどなたかがおっしゃっていたように、もう最近では1年以内を原則とすると。その行為が行われてから1年以内を原則とするとということで、もちろん例外を設ける形でやったらどうかという提案でございます。住民監査請求の仕組みを参考にどこもやっているかと思しますので、1年以内として、ただし特段の事情があればそれも、というように例外的なものも設けておけばいいのかというふうには思っているところですが、ある程度そういう期限を制定しないと、審査会としても大変面倒なことになる、調査がしんどくなるということもございますので、こういったところの制限は必要ではないかなというふうに思いました。

最後、まとめというところでございますが、これは直接関係ございませんけれども、言いたいことは、結局、政治倫理条例を発動しないように議会として持っていっていただければ一番いいわけですし、そのための取組も併せてやっていただきたいということでございます。したがって、議員の研修等におい

て規範意識を高めていただくというふうなことで、自浄作用でもって解決できれば一番いいということでございます。

それから政治倫理条例の改正だけで済めばいいんですけれども、やっぱり横の展開といいましょうか、併せてハラスメント対応の仕組みというようなものは別途仕組みを考えてみるとか、何らかの形で、最終的にはあんまり政治倫理条例を使わなくてもいいというようになっていただくことが一番重要なのであって、政治倫理条例をばんばん使ってくださいというような、そういうようになってもらっては困るんじゃないかというふうに思いました。

ちょっと1時間では済まなかったもので大変申し訳ありませんけれども、大変端折ってお話しさせていただきましたが、私の話は以上にさせていただきました。どうもありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（秋武典子君） 駒林先生、ありがとうございました。

質疑応答

○議会事務局長（秋武典子君） それでは、ここから質疑応答の時間を取らせていただきたいと思います。本日の講義の内容の範囲内で質問をお願いしたいと思います。

どなたかいらっしゃいましたら、議長、お願いします。

○議長（木原 宏君） 駒林先生、改めまして本日は御講義をいただきまして、また、このたび条例改正に向けてのアドバイザーをお引受けをいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

立川市議会議長を務めさせていただいております木原宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

実に示唆に富んだ話でありまして、まさに今後、どういう方向で改正に向けて検討していかなければ

いけないのかということが、まさに今まで何となく分かるようで分からなかったみたいなのが方向性を示していただけたのかなということで、非常に大変勉強になったところでございまして、今後、先生に御講義いただいた内容に即してぜひ検討を重ねていきたいというふうに思いますので、先生におかれましても、またアドバイスのほうをいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

それを踏まえまして、2点ちょっと教えていただきたいんですけれども、先ほどの調査の請求要件のところでお話があって、現在、議員の一定数だけではなく2会派以上の賛成を要することが一般化しつつあるというふうなお話でありまして、現在、立川市の場合は、議員で調査請求していく場合には議員の4分の1ということになりますと7名という形になるんですけれども、例えば今後、こういった考えを取り入れていく、2会派以上ということになると、必然的にその数も引き上げていく必要があるのかなというふうにも思うんですけれども、その辺のお考えをお示しいただきたいということと、先ほど8番のところで、審査会への請求対象行為の制限で1年以内というふうな形で、ただし例外規定を設けるというふうな話もあったんですけれども、議長に請求が上がってくる段階で、これもまた議論もあったところなんですけれども、ある程度調査を求める側が、ある程度こういった行為があったんだということを疑義の段階からある程度立証できるのが望ましいのか、あるいは疑いがあるからそっちで調べてくれみたいな形になると、なかなか適否だとか存否みたいな、その行為があったのかなかったのか、適しているのか適していなかったのかみたいなことをこちら側だけで判断していくのが非常に難しい部分もあるのかなということになりますと、調査請求をする議員が、ある程度疑惑に対して立証できるみたいなふう考えたほうがいいのかとも思うんですけれども、その2点、先生のお考えを教えてくださいと思います。

○駒林良則氏　ありがとうございます。

2点目のほうは、今、ちょっと立川市のほうの記憶はございませんけれども、請求に際して、請求の疑いに足る事実を示すというふうなことが一般的なんですよ。そうした上で請求を行うという形になって、立川市かどこか、ちょっと今、市議会がどこかちょっと忘れましたが、それなりのおっしゃったように疑いが足る事実がちゃんとあると、それを議長が判断できると。逆に言うと議長が判断できるに足る、そういった違反事実があるということが、やはり請求のもちろん要件になってくるわけで、これは要件の話ですから、だからまずはおっしゃるとおり、そのような疑いに足る事実があるかどうかということをそんな明確には示せないわけで、本人じゃないものですから、他人なので、そこまでは難しいですけども、ある程度納得できることをちゃんと示した上で請求書につけるということが必要でしょうね。

それから2会派以上ということは、一定の議員の数の要件プラス2会派以上という形でいいのかなと。ここも非常に難しく、幾つか会派が分かれているのが普通なんですけれども、1会派が非常に大きくて圧倒的多数で、さっきの4分の1だと4分の1はもう十分確保してしまっていると。だから少数会派の議員の方に対してこれを請求するというふうなことがあるやに思いますので、ちょっと言い方があれですけども、そういう恣意的なことが起こらないように、一定数の4分の1は4分の1でいいんですが、ただし2会派以上という形で、ほかの会派もそれに賛同しているところがあるといえ、ある程度これは仕方がないのかなというふうに思って、そのように委員の皆さん方はつくられているのかなというふうに思われます。

したがって、これは4分の1なら4分の1というものにプラス会派要件の二つ以上というものをつけたほうがいいんじゃないかと、こういうことでございます。

○議会事務局長（秋武典子君）　よろしいですか。

それではほかにいらっしゃいますでしょうか。

○副議長（高口靖彦君）　どうも先生、ありがとうございます。市議会副議長をしています高口と申します。

私、先生のお話を聞いていて改めて思ったのですが、公平性、不公平性のことについてなんですけれども、今回、立川市議会の中でそういった事例があったことで、こういった形に今なっているんですが、その前に、実はネット上で立川市議会が相当批判をされたことがあるんですね、もう4年ちょっと近く前に。メールで、ある議員に対して、ひどい行為をしているのでこれは何とかしなさい、議員辞職をさせなさいということを相当数言われたんですね。当時の議長も、その議員に対して、当然のことながらいろいろな注意をしたり勧告をしたりされて、時間がたっていったという形になるんですが、結局のところ、何も具体的な措置はしてなかった。実際、議会事務局のほうの仕事とかにも影響があって、大変な状況があったんですが、それでも、その当時はこの政治倫理条例があったんですが、そういった話も一部あったようにお聞きしますが、そういったときにも政治倫理条例で審査会を開くということにはならなかったんですね。

そういったときの判断がどういった形で取るべきなのかと。先生も言われましたけれども、ある議員に対しては政治倫理条例に従って審査会が開かれる、ある議員に対してはそこにのらないみたいなどころの判断の公平性とか、要は恣意的なものがあるとかないとか、そういったものも含めて先生はどういったところに、私自身も政治倫理条例は、もう最終の段階だと、もう本当にこれが最後の状態でどうしようもない、だから7名じゃなくてもっと多くの3分の2以上ぐらいの多くの議員が賛同して、初めて開かれるべきものかなというふうに思われるものなのですが、そういったことについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○駒林良則氏 なるほど、なかなか難しいですね。もっと厳格にしたほうがいいんじゃないかということなんでしょうか。開催はあくまで、政治倫理条例があったとしても、私の考え方はもうちょっと手前の話で、結論的には同じかもしれませんが、最後にお話ししたように、政治倫理条例の発動に至らないところで解決できるような形でできないのかということなですね。これは楽観論なのかかもしれません。

ほかの、おっしゃるとおり、以前だったら議長がこれだけ言っているんだから、何らかの対処を会派としてもやりますとか、そういったことで解決できていたと思うんだけど、今は言うことを聞いてくれない、そういう議員の方がおられて、要するにコントロールができないんだという、こういうことなんでしょうね。なので、ある意味会派の一番偉い人とか議長とか副議長がなんぼ言っても全然言うことを聞いてくれない、そういう議員の方がおられるということも事実かと思います。

なので、非常に対応が難しいので、一つは先ほどお話ししたように、そういう議員の方に幾ら政治倫理条例の政治倫理基準はこういうものだからちゃんとやってくれと言っても、むしろ聞いてくれないのかかもしれませんので、研修にも限界がありますよというふうなこともこちらとしては分かっているんだけど、そんなことでは駄目なので、とにかく議長には頑張ってもらいたいというようなことを言っておりますけれども、今、お話があるのは、確かに不公平感があるということはよく分かります。ある議員は政治倫理条例の請求が出て、請求が出ないというのはあるし、これはどうなんでしょうね、議会の中でどのような議論、要するに会派を超えていろいろな議論をしておられるかどうかということになるのかなという感じはします。

例えば大津市の場合は、会派を超えていろいろなことの情報が共有されているので、会派間で情報の共有がされていないから云々という話もあったかもしれませんが、それはどこでも大なり小なり

あるんですが、ちょっと言い方はあれですけども、立川市の議会をよくしましように。議会をやっていきましようというふうなことで議員の意思統一ができれば、自分のことは自分でねという、そういうことからだんだん議員の意識が変わってくるのかなというふうに思っていて、これは時間がかかりますけれども、そのようなことで議会の議員の皆様の政治倫理に向けた意思の統一ができれば、こんなことをとやかく言うことはないのかなとも思っています。

もちろんプライベートの話をほじくり返されるとちょっと想定外の話なんですけれども、やっぱりいろいろ市民から批判を受けるということは、それなりの何らかのそのことがあったのかかもしれませんので、その辺のところは議員全体で、それほど多くない議員の方々の数ですから、意思統一をしようと思えばできるのかなという感じで思っておりますし、それからちょっと余計な話ですけども、事務局の方には、これぐらいちゃんと議論されている議会は、そんなに多くないんじゃないですかと。今回、いろいろ問題が出てから検討会議で議論されているんだけど、議論の質としては非常に高いものがあるんじゃないかなというふうに思っております。お世辞を言っているわけでは全くなくて、そんなことは全然関係なくて、実際、いろいろなところでお話を聞いていると、こういう議論をしてくれる前の、段階としてはもうちょっと手前の段階というか、意思統一ができていないといいましようか、全くばらばらに政治倫理基準なんてもう全然という議員の方も幾つもおられるとうふうなところで、議長1人が頑張っておられてというようなところも結構ありますので、そういう意味では、検討会議の議員の皆様の議論を聞いている限りでは、非常に真摯に向き合っておられますので、確かにおっしゃるような不公平感はあるかもしれませんが、議会がちゃんと市民と議会総体で向き合っただけならば、おのずと今おっしゃったような問題は解決するんじゃないかなというふうに思っておりますし、ちょっと抽

象論で申し訳ないんですけども、やっぱり議員の皆様がこの機会にそういう面で議論をされて、最低限襟を正していこうというふうなことであれば、それは非常に議会にとってもいいことであって、今回、大変でしたけれども、それはそのままやっぱり立川市議会の今後の在り方のためのプラスになるんじゃないかなというふうにも思っている次第ですけども、ちょっとお答えにならなくて申し訳ないです。すみません。

○議会事務局長（秋武典子君） ありがとうございます。

そのほか。

○議員（上條彰一君） 日本共産党の上條でございます。

今回、議会選出の政治倫理審査会の委員も務めてきました。非常に審査というのは難しいものだなということを実感した次第でありますけれども、私からは3点、お聞かせをいただきたいんです。

一つは、調査対象をどの範囲にするのかという点です。これは公職選挙法だとか政治資金規正法だとか、明確に法令違反というような問題は対象から除いていいんじゃないかという、そういう意見もあったんですが、それをするとな非常に狭いところでいろいろ議論をしなきゃいけないというのがありまして、今回の場合には調査請求をされた事項に限定をするというふうに絞って審査をしたわけですが、ここら辺の対象をどう考えたらいいのかという点です。

それから、2点目は付託の要件の問題なんですけど、先ほど特定会派の恣意的に政治倫理審査会を使うというのは避けなきゃいけないということで、現状は議員の4分の1というふうになっているんですが、いわゆるそれに2会派以上という条件をつけるというのは、一般的な方向としては出ているというお話でしたけれども、例えばこれを2分の1に引き上げるということになると相当ハードルが高くなると思うんですが、ここら辺の兼ね合いというのは、どの

あたりが一番適当なのかという点であります。

それから3点目は、その対象となる期間をどう見るかということで、1年以内を原則として、先ほど先生のほうからは、ただし例外を認めるということで、大津市議会の場合は、特別な事情のあるときはこの限りでないという、そういう規定があるんですということだったんですが、特別な事情というのはどういうことが具体的に考えられるのか、お答えをいただければと思います。

○駒林良則氏 3点でした。ありがとうございます。

3点目からすると、恐らく突っ込んだ例外的なやつについては、議論があるわけじゃないんでしょうね。恐らく住民監査請求の規定をそのまま使っているという感じですね。なので、1年と言いたいんだけれども、場合によっては1年を超えてもいいようなものがあるんじゃないかということですね。

御存じのように、住民監査請求ですと1年だけでも、例外的には秘密裏に行われているようなものは1年をたって明らかになるわけだから、そういう意味で住民監査請求のことは分かるんですけども、例外、どんな場合があるのかというのはなかなか難しいかもしれませんね。おっしゃるとおりだと思います。ただ、何かこういう規定を置いておかないとまずいんじゃないのという部分はあるかなというふうに思っています。

2点目については、ハードルを上げろということなんですね。4分の1じゃなくて2分の1にするということは、ハードルを上げろということになって、これは一番最初に総論のところでお話したところと関連するかもしれませんが、そうすると議員は自分は違うということになるかもしれませんが、なるべくなら政倫審に上げないようにしようという、そういう体制に取られるということかと思います。それでももちろんそれは駄目だと言っているわけではありませんが、市民の受け止め方からすると、2分の1にするということは、単純に言うところ

求を難しくさせているんだなというふうにとられかねないわけですね。それは、そうすると何か問題のある議員をかばっているという、そういう考えのようにとられる可能性があって、それはどうなのかなと、そこも考えどころということで、半分にされても別にいいですし、そこは何とも難しいところですが、やっぱり1会派でたくさん、これは議会によっていろいろですから、そこは会派を超えて納得してもらうということのほうが、つくっておられなかったら話は別だけれども、4分の1ですか、もうつくっておられちゃうので、ちょっとしんどい話かなと思います。

1番目に戻って、もちろん法令違反があっても、それは当然にこの3条1項にももちろん入ってくるわけなので、品格とか名誉を損なう行為に入るわけだから、これを政治倫理基準違反行為として、この政倫審に持っていくことはおかしくはないわけですよ。なので、すみ分けのことをおっしゃっているのかなという感じはして、法令違反、別のものは別でやってくれと。要するに議会としての政倫審ですから、言ってみれば議会としてその議員をどう扱うか、議会の議員としての品位、名誉が問題となっているわけだから、その観点で、つまり議会としてその人を審査請求するということは当然あっていいのであって、そこは別にかぶっても観点が違うので、それはいいんじゃないでしょうか。もちろん恐らくは何か法令違反があった場合には、調査がなかなか難しいですよ。多分言い分として、当該議員は、今、何かに引っかかっているからお答えできませんと、百条委員会の話でも同じようなことで、そこはそうだと思います。建前としてできても、調査がおっしゃるようになかなか難しだろうということは当然かと思うんですけども、積極的に当該議員がどんどんお喋りになるということだったら話は別でしょうけれども、なかなか難しいかなとは思いますが、建前として法令違反の行為であったとしても、もちろん政治倫理基準に含めて扱えないわけではな

いけれども、審査はなかなか難しいねというのは、おっしゃるとおりかなという感じがいたします。よろしいでしょうか、こんなもので。

○議会事務局長（秋武典子君） よろしいですか。

そのほか、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○議員（稲橋ゆみ子君） 稲橋です。いろいろと貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうから、今回、私は請求議員の1人として参加させていただきました。本当に議論を、議員の皆さん、市民の皆さんということで大変貴重なことを傍聴させていただいて、大変な機会で、結果として、私は一定の方向が示されて議会としても頑張ったというふうに思っておりますが、今回は、市民側からやはり直接関与している方の声があったという、それはその中で、もちろんそれをジャッジするということまで時間的、内容的にということではできませんでしたが、極めて市民側から見て議員としての品格、その状況の中でやはり問われることではないかなというふうに私は判断したわけなんです。市民側がそういった議員の倫理に関しての疑問、問題を問うときに、市民側としてはハードルが高い、有権者の500分の1の署名を集めるということは、かなりそのハードルというのは高いものになります。

一方では、議員の一定数で請求ができるという、そういう仕組みになっていると、そこにやはりもちろん何でもかんでもやればいいという内容ではないので、市民側から申出があったときにハードルが高いというのは分かるんですけども、そうなってくると、実際、このことを開催して、議長という立ち位置から議会の中で議論をして、丁寧にその調査をして適切な対応を求めていくということは、いいことだと思いますけれども、やはり議会の中で、そういう議長の判断の下で議論をして、問題点を深めて政治倫理審査会を開かないというのは、それはいいことだと思うんですけども、そうそうやはりそのことというのは簡単にできない。ですから今回は、

市民側のほうから投げかけるということがあって、議会の一定数で請求をして開かれたという、これはやはり市民側からすると望ましい形だったんじゃないかなというふうに私は捉えておるんですけども、他市の事例で、そうそうあんまり開催がないと思うんですけども、先生としては、どのように今回の立川の状況を捉えたか、御感想も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○駒林良則氏 そうですね、なるほど。今、いろいろいただいて勉強になりましたけれども、なるほどね。500分の1というのは結構な数だということですよ。もうちょっと低いところ、もう1桁多い、500じゃなくて1,000の単位ぐらいのところのほうもあったように記憶していますが、今、おっしゃっているのは、どう捉えるかですけども、市民からの署名数というのか、それとそれから議員の方は僅かに4分の1ぐらいでできるという、そのアンバランスのことをおっしゃっているようにも聞こえたりですけども、ちょっと違うんですかね。

○議員（稲橋ゆみ子君） すみません、アンバランスというか、やっぱり市民側に立つと、やはり議会の議員の質というか、その倫理を問うということは、とてもそれなりに思いを持ってやっている中で、市民側に立ったときのこの議員の倫理を問うという、それをオープンにして開催するということが、あんまりハードルが高過ぎてそれともうなのかと。もちろん何でもかんでもできればいいというものではないと思うんですが、もちろんバランス、有権者数とそれから議員の定数というところのバランスということになるのかなんですけれども、すみません、ちょっとまとまらなくて。

○駒林良則氏 そうですね、大前提としては、これは建前論で恐縮なんですけれども、議員は品格と名誉を持っている、そういうものだということを前提として、それなりの人がちゃんと当選しているわけだから、そういう人が推されて一定の得票数を取って議員になられているということを考えた場合には、

ある程度の署名数を必要とするということが必要かなというふうに思っております。これはもちろん4年に1回の審判があるので、そこまで待てないという話なら話は別ですけども、そういう政治的な責任ということを果たしていかなければならない、果たすべきだということもあって、そこつまり議員の自らの政治責任の部分と、それから強制的というか議会全体として対応すべきものという、そういうこととの関係で、私はある程度の署名数がやっぱり必要かなという感じでずっと思っております。市民もいざとなったらリコールも何でもできるんだけれども、それは事実上なかなか難しい話で、いろいろな機会を捉えて、議員は政治的にいろいろな責任を負っているということであるとすると、これぐらいの数字もいいのかなという感じで思っておりますけれども、あんまりしやすいということもどうなのかなと、そんな感じがずっとしますね。やっぱり負託を受けていると、そもそも最初から負託を受けて当選されているということであれば、ある程度のハードルというのは必要かなというふうに思いますが、やっぱりひどい議員だということで共通するあれば、当然署名数も集まるだろうし、そこはうまくいくんじゃないかなと思っただけのところですけども、ちょっとお答えにならなかったです。本当に申し訳ありません。

○議員（稲橋ゆみ子君） ありがとうございます。

○議会事務局長（秋武典子君） では、次、最後で。

○議員（永元香子君） 日本共産党の永元香子と申します。駒林先生、本日は講義ありがとうございます。

資料の7ページの6番、政治倫理審査会の構成のメンバーに、議員が入らないほうがよいように思われると記述がありまして、例えば、ではどういう方で構成されたいのか、8ページの上のところにも書いてありますけれども、議員を抜かすとなればどんなメンバーで構成すればよいのでしょうか、お答えください。

○駒林良則氏 ありがとうございます。

ここは難しいですね。立川市の場合は、議員と有識者と一般市民ですか、こんなところはあんまりないんじゃないかなと思って、ここを考えられた、まずこの3者構成、私は駄目だと言っているわけではありませんが、この3者構成をつくられた経緯が分かるといいんですけども分からなかったものですから、そこら辺のことで、あと普通、市民というのはなかなか入っていないのかなと思っていて、有識者だけで構成するということが多いのかなと思いますけれども、しかし、議会ならではの附属機関でもあるので、首長の附属機関だと限られているかも分かりませんが、有識者については一応挙げておきましたけれども、どんな市民がいいのかというのは、ある程度考えられた形で制度づくりをされたんだと私は思っていました。こういう例えば、普通の審議会だったら住民の何とか団体からとか、職能団体のどこかからちゃんと引っ張ってきますという形で審議会は構成されていますよね。関係する団体がないから本当に一般市民でもこれいいので、はい、やりたいという人でもいいようにつくられているのかなとすら思っていて、非常に逆にお伺いしたいという感じをしています。あまりないので、参考にといいましょうか、経緯を御存じの方が分かったら教えていただきたいと思います。なので、ちょっとお答えができない、恐縮です。

○議会事務局長（秋武典子君） ありがとうございます。経緯を分かる方が今はいらっしゃらないのですが、調べがつかましたら、また打合せのときにでも御案内できればと思います。

それでは、そろそろ時間になりますので、質問はここで終了とさせていただきます。

それでは、進行を議長にお返しいたします。

○議長（木原 宏君） 先生、本当に長時間ありがとうございました。またよろしく願いをいたします。

以上で本日の案件は終わりましたが、皆様から何

かございますでしょうか。——よろしいですね。

それでは、以上をもちまして立川市議会政治倫理条例検討会議を散会といたします。

大変お疲れさまでございました。先生、ありがとうございました。

〔散会 午後3時55分〕